

国立大学法人福井大学教員活動状況評価規程

平成 26 年 9 月 24 日

福大規程第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）の質保証に資する教員個人の教育、研究、社会貢献・国際交流（グローバル化活動を含む。以下同じ。）等諸活動の点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施に関する基本的事項について定める。

(評価の目的)

第 2 条 教員評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 教員が自己の教育、研究、社会貢献・国際交流等諸活動を点検し、評価することにより、自己の改善や意識改革を促すとともに、本学の教育研究活動等の活性化を促進する。
- (2) 本学が進むべき方向性を掲げた長期目標や中期目標・中期計画に関する取組に携わる教員を積極的に評価することにより、各目標の円滑な達成を目指す。
- (3) 前号の取組への活動状況に加え、諸活動の成果や、大学や社会への貢献が特に顕著である教員を高く評価し社会へ公表することにより、教員の意欲を高め、質の高い活動を促進する。
- (4) 評価結果を公表することにより、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。
- (5) 教員の実績等を客観的かつ公正に評価し、評価結果を処遇等へ適切に反映させる。

(対象者)

第 3 条 教員評価の対象は、国立大学法人福井大学職員就業規則（平成 16 年福大規則第 7 号）第 2 条第 2 項に定める教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手であって、評価対象期間中に 1 年以上在籍している者とする。ただし、テニュアトラック推進本部に所属する教員は除く。

(対象期間等)

第 4 条 教員評価は、3 年ごとに実施し、評価を実施する年度の前年度以前の 3 年間（本学における在籍期間が 3 年未満の場合は、当該期間）を対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により評価の実施が困難な場合、全学内部質保証委員会の議を経て、評価を実施する年度を変更することができる。この場合において、前項に 3 年とあるのは、前回評価対象期間後から変更後の評価を実施する年度の前年度までの年数で読み替えるものとする。

(評価単位)

第 5 条 教員評価は、原則として、福井大学学術研究院規程（平成 28 年福大規程第 50 号）第 5 条第 1 項に定める部門を単位として行う。この場合において、部門長が適当と判断し

た場合には、同条第2項に定める領域（以下「部門の領域」という。）を単位として評価を行い、部門長が部門としての評価結果案を決定するものとする。

2 先進部門又は基盤部門に所属し、附属図書館、産学官連携本部、学内共同教育研究施設等及び保健管理センター（以下「センター等」という。）に専任教員として配置された教員に関しては、当該センター等の長からの申し出を受け、部門長が適当と判断した場合には、前項の規定に関わらず、センター等を単位として評価を行い、当該教員が所属する部門の長が部門としての評価結果案を決定するものとする。

3 センター等を単位として評価を行う場合、当該センター等が希望するときは、当該センター等の専任教員に関しては、関連する部門長の了解の下、全学内部質保証委員会の議を経て、所属部門以外の部門の構成員として評価を受けることができるものとする。

（評価体制）

第6条 教員評価の総括は、全学内部質保証委員会が行う。学長は当該委員会の委員長を務め、教員評価を統括する。

2 部門に、教員評価を実施するための組織として教員評価実施委員会を置く。部門長は部門の教員評価を統括する。

3 教員評価実施委員会は、この規程の定めに基づき、当該組織における教員評価及びその取りまとめを行う。

4 部門の領域やセンター等で評価を行う場合の体制は、領域の長等がそれぞれ定め、評価結果案を決定する部門長の了承を得るものとする。

5 前項における教員評価の結果等は、当該部門の教員評価実施委員会に報告し、同委員会が部門における教員評価として取りまとめを行う。

（評価領域）

第7条 教員評価は、教育活動、研究活動、社会貢献・国際交流活動及び管理運営活動の4評価領域で行う。ただし、医学系部門に所属し診療活動に従事する教員は、診療活動を加えた5評価領域で評価を行うものとする。

2 第5条第2項及び第3項に定めるセンター等に配置された専任教員に対する教員評価においては、前項に掲げる評価領域に「センター等の設置目的に合致した活動（以下「特定活動」という。）」の評価領域を加えることができるものとし、その内容は当該センター等の長が別に定め、評価結果案を決定する部門長の了承を得るものとする。

3 前項で定めるもののほか、部門長が当該部門内の専任教員の活動内容が前項に規定する特定活動に準ずると判断した場合は、部門長からの申請に基づき全学内部質保証委員会の議を経て、特定活動の評価領域を加えることができる。

（重み付け）

第7条の2 教員自身の活動状況やエフォート等を踏まえ、また、職位等の特性を反映させるなど各評価領域に重み付けを設定できるものとする。重み付けに関し必要な事項は、各部門において別に定める。

(評価基準等)

第8条 各評価領域の活動状況の評価は、次に掲げる評点及び標語に基づき行う。

- S 長期目標や中期目標の達成に大きく貢献する等、優れた成果をあげている
- A 良好な活動・取組みを実施しており、十分な成果・実績をあげている
- B 適切な活動・取組みを実施しており、相応な成果・実績をあげている
- C 適切な活動・取組みを実施し成果・実績をあげているが、改善を要する
- D 適切な活動・取組みを実施していない

2 前項に定める評価の目安とするための評価指針及び評価基準（以下「評価基準等」という。）を、別表1のとおり定める。

3 評価領域ごとの評価に基づく教員評価は、第1項に加え、次に掲げる評点及び標語に基づき行う。

- SS 長期目標や中期目標の達成に大きく貢献するとともに、学術・社会的に優れた顕著な実績をあげるなど、大学や社会への貢献が特に顕著な成果をあげている

4 前項の評価の目安とするため、評価基準等を別表2のとおり定める。

5 各部門においては、別表1に基づき、それぞれの特性・目的等に沿って教員評価実施委員会が具体の部門の評価基準等を策定し、全学内部質保証委員会の議を経て学長が承認する。

6 部門長は、当該部門での評価に際し、あらかじめ前項の評価基準等を公表するものとする。

(評価方法)

第9条 教員は、福井大学総合データベース等を活用し、各教員評価実施委員会が定める方法により自己評価を行う。

2 教員評価実施委員会は、各教員の評価原案を作成し、部門長に提出するとともに、前条第3項に規定するSSに相当する者を推薦する。

3 部門長は、前項の評価原案及びSS相当者の推薦を踏まえ、評価案の作成及びSS相当者の推薦を全学内部質保証委員会に行う。

4 学長は、部門長から提出された評価案及びSS相当者の推薦について確認し、全学の視点から、全学内部質保証委員会の議を経て評価結果を決定する。

(評価結果の通知)

第10条 個人の評価結果は、各教員に通知する。

(評価制度の透明性の確保)

第11条 学長は、評価制度の目的、基準等の内容、手続、評価結果の活用等についてあらかじめ全教員に十分に説明・周知を行う。

2 教員は、前条の評価結果に対し異議申立てをすることができる。

3 各部門は公平で透明性の高い評価を実施するため、評価者に対する研修等を実施する。

(最終評価結果の処遇等への反映)

第12条 学長は、最終評価結果を別に定める方法により、処遇等に反映させる。

(最終評価結果の公表)

第13条 学長は、全学内部質保証委員会が定める方法により最終評価結果を公表する。

(教員評価方法等の見直し)

第14条 学長は全学内部質保証委員会を召集し、評価結果を分析・整理し、必要に応じ、評価方法、評価基準等を見直し、必要な改訂を行うものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教員評価の実施に必要な事項は、学長又は部門長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年9月24日から施行する。
- 2 教員の個人評価に関する申合せ（平成17年7月11日評価委員会決定）及びセンター等所属教員にかかる個人評価について（平成17年9月30日評価委員会決定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後初めて行う教員評価の対象期間は、第4条の規定にかかわらず、評価を実施する年度の前年度以前の4年間とする。

附 則（平成27年7月15日福大規程第40号）

この規程は、平成27年7月15日から施行する。

附 則（平成29年6月28日福大規程第61号）

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 この規程の施行後初めて行う教員評価に限り、第5条第1項に規定する領域別の評価において、一の領域の構成員となっている者が、所属部門内の別の領域での教員評価を希望する場合には、部門長の了解の下、領域間での必要な手続きを経て、これを行うことができるものとする。

附 則（平成29年10月1日福大規程第140号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日福大規程第30号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月21日福大規程第125号）

この規程は、令和2年10月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月21日福大規程第136号）

- 1 この規程は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人福井大学教員活動状況評価規程第7条の2の規定は、令和3年4月以降を対象期間とする教員活動状況評価から適用する。

別表1 (第8条第2項関係)
評価指針及び評価基準 (S～D)

評価領域	評点	S	A	B	C	D
	指針	S: 教育に係る長期目標や中期目標の達成に大きく貢献する等, 優れた成果をあげている	A: 良好な教育活動・取組みを実施しており, 十分な成果・実績をあげている	B: 適切な教育活動・取組みを実施しており, 相応な成果・実績をあげている	C: 適切な教育活動・取組みを実施し成果・実績をあげているが, 改善を要する	D: 適切な教育活動・取組みを実施していない
教育	評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ①教育に関する本学の「学長奨励賞(教育)」に相当する成果や貢献で, 大学全体又は各学部・研究科にとって優れたもの ②教育分野での権威ある賞の受賞 ③上記と同等と認められる教育に関する優れた成果 	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各学部・研究科が教員に求める教育活動の状況を上回る</p> <p>A～Cの共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育方法等の優れた工夫の実施状況 ②業務として求められる教育活動(共通教育を含め)の実施状況 ③教育に関する中期目標の達成への貢献 ④学位取得者指導実績 ⑤留学生受入及び海外留学派遣実績 ⑥授業評価における学生からの評価 ⑦FD活動への参画状況 ⑧教育分野での受賞等 ⑨上記以外で各部局等が定める項目の実績 	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各学部・研究科が教員に求める教育活動の状況にある</p>	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各学部・研究科が教員に求める教育活動の状況を下回る</p>	<p>以下の項目等を総合的に勘案し、「適切な教育活動・取組みを実施していない」とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①FDへの参加実績がない ②学生の授業評価が極端に悪い ③業務として求められる教育活動及び取組を理由なく応分に担わない

評価領域	評点	S	A	B	C	D
	評価指針	S: 研究に係る長期目標や中期目標の達成に大きく貢献する等, 優れた成果をあげている	A: 良好な研究活動・取組みを実施しており, 十分な研究成果・実績をあげている	B: 適切な研究活動・取組みを実施しており, 相応な研究成果・実績をあげている	C: 適切な研究活動・取組みを実施し成果・実績をあげているが, 改善を要する	D: 適切な研究活動・取組みを実施しておらず, 研究成果・実績がほとんどない
研究	評価基準	<p>①研究に関する本学の「学長奨励賞(研究)」に相当する成果や貢献で, 大学全体または各部門にとって優れたもの</p> <p>②主たる著者として, 各分野で最高クラスにランクされる雑誌への論文掲載又は当該分野で数多く引用された論文の発表</p> <p>③芸術・体育分野での著名な賞の受賞や展覧会・演奏会・競技会, 作品等における優れた実績</p> <p>④多(高)額の外部資金の獲得</p> <p>⑤研究分野での権威ある賞の受賞</p> <p>⑥上記と同等と認めた大学全体又は各部門への顕著な貢献</p>	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める研究活動の状況を上回る</p> <p>A～Cの共通項目</p> <p>①学術論文や著書(翻訳も含む), 学会発表等の実績</p> <p>②展覧会, 演奏会, 競技会, 作品等の実績</p> <p>③外部資金・学内競争的資金の獲得実績</p> <p>④研究分野での受賞等</p> <p>⑤研究成果のプレスリリースの実績</p> <p>⑥研究活動の現状と今後の展望, 又は研究成果発表等の予定</p> <p>⑦上記以外で各局等が定める項目の実績</p>	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める研究活動の状況にある</p>	<p>共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める研究活動の状況を下回る</p>	<p>以下の項目等を総合的に勘案し, 「適切な研究活動・取組みを実施しておらず, 研究成果・実績がほとんどない」とする</p> <p>①研究活動等の実績がほとんどない</p> <p>②学会発表等の研究成果の発表を長期間行っていない</p> <p>③研究論文, 著書等の研究成果の公表や展覧会, 演奏会, 作品発表等を長期間行っていない</p> <p>④科研費や他の外部資金の申請実績がない</p>

評価領域	評点	S	A	B	C	D
社会貢献・国際交流(グローバル化活動を含む)	評価指針	S: 社会貢献活動・国際交流に係る長期目標や中期目標の達成に大きく貢献する等, 優れた成果をあげている	A: 良好な社会貢献活動・国際交流活動・取組みを実施しており, 十分な成果・実績をあげている	B: 適切な社会貢献活動・国際交流活動・取組みを実施しており, 相応な成果・実績をあげている	C: 適切な社会貢献活動・国際交流活動・取組みを実施し成果・実績をあげているが, 改善を要する	D: 適切な社会貢献活動・国際交流活動・取組みを実施していない
	評価基準	①全学又は各部門における社会貢献活動・国際交流活動への優れた成果や貢献 ②社会貢献又は国際交流分野での権威ある賞の受賞 ③上記と同等と認めた大学全体への優れた貢献	共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める社会貢献活動・国際交流活動の状況を上回る A～Cの共通項目 ①自治体との連携事業や地域志向の教育研究の取組実績 ②公開講座・セミナー, 市民開放プログラム, 履修証明プログラム, 企業人へのOJT研修等の実施状況 ③国・自治体等の委員会委員, 事業への参画等の実績 ④学会役員, 学術雑誌の編集・査読, 科研費審査委員等の実績 ⑤国際協力・支援事業の取組実績 ⑥大学や地域のグローバル化への取組実績 ⑦サバティカル制度等を活用した海外機関での研究等の実績 ⑧海外機関への視察・訪問等の実績 ⑨社会貢献又は国際交流分野での受賞等 ⑩マスメディア等からの取材への対応実績 ⑪上記以外で各部局等が定める項目の実績	共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める社会貢献活動・国際交流活動の状況にある	共通項目の活動状況を総合的に勘案して, 各部門が教員に求める社会貢献活動・国際交流活動の状況を下回る	以下の項目等を総合的に勘案し、「適切な社会貢献活動・国際交流活動・取組みを実施していない」とする ①地域等への直接的な社会貢献活動の実績がない ②国際的活動への参加を求められても理由なく参加しない

評価領域	評点	S	A	B	C	D
管理運営	評価指針	S: 全学または各学部・研究科及び各部門の管理運営に大きく貢献する等、優れた実績をあげている	A: 全学または各学部・研究科及び各部門の管理運営に大きく貢献し、十分な実績をあげている	B: 全学または各学部・研究科及び各部門の管理運営に貢献し、相応な実績をあげている	C: 各学部・研究科及び各部門の管理運営に関与し実績をあげているが、改善を要する	D: 管理運営の活動の機会がありながら実績がない
	評価基準	①全学または各学部・研究科及び各部門における管理運営に係る役職等としての優れた実績 ②大学の機能強化に繋がるような全学的なプロジェクト等における優れた実績	共通項目の活動状況を総合的に勘案して、全学または各学部・研究科及び各部門が教員に求める管理運営活動の状況・実績を上回る	共通項目の活動状況を総合的に勘案して、全学または各学部・研究科及び各部門が教員に求める管理運営活動の状況・実績にある	共通項目の活動状況を総合的に勘案して、各学部・研究科及び各部門が教員に求める管理運営活動の状況・実績を下回る	以下の項目等を総合的に勘案し、「管理運営の活動の機会がありながら実績がない」とする ①担当する各種委員会等への参加がない ②学部・研究科及び各部門内諸活動への実績がない ③入試関連業務への参加を求められても理由なく参加しない
診療	医学系部門長が別に定める					
特定活動	センター等の長が別に定め、評価結果案を決定する部門長の了承を得るものとする					

別表2（第8条第4項関係）

S S区分評価基準

評価領域	評価基準
教 育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育に関する本学の「学長賞（教育）」に相当する成果や貢献で、大学全体又は各学部・研究科にとって優れて顕著なもの (2) 本学の機能強化に繋がるような教育面での大型プロジェクトリーダーとしての貢献 (3) 教育分野での国際的に権威ある賞の受賞 (4) 上記と同等と認めた大学全体への優れて顕著な貢献
研 究	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究に関する本学の「学長賞（研究）」に相当する成果や貢献で、大学全体又は各部門にとって優れて顕著なもの (2) 研究（学術面、及び社会・経済・文化面）において極めて優れた成果や貢献 (3) 本学の機能強化に繋がるような研究面での大型プロジェクトリーダーとしての貢献 (4) 研究分野での国際的に権威ある賞の受賞 (5) 極めて多（高）額の外部資金の獲得 (6) 上記と同等と認めた大学全体への優れて顕著な貢献
社会貢献・国際交流（グローバル化活動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全学又は特定の部門における社会貢献活動・国際交流活動への優れて顕著な貢献 (2) 本学の機能強化に繋がるような社会貢献活動・国際交流活動での大型プロジェクトリーダーとしての貢献 (3) 社会貢献又は国際交流分野での国際的に権威ある賞の受賞 (4) 上記と同等と認めた大学全体への優れて顕著な貢献
管 理 運 営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全学における管理運営に係る役職等の長、教育研究評議会評議員、学長補佐等としての優れて顕著な実績 (2) 大学の機能強化に繋がるような全学的な大型プロジェクト等における優れて顕著な実績
診 療	別表1により定めるS区分の評価基準を超える極めて優れて顕著な実績及び貢献
特 定 活 動	別表1により定めるS区分の評価基準を超える極めて優れて顕著な実績及び貢献